

※スマート農業技術活用促進法 に規定する 開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減 (登録免許税)

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

特例の対象者

令和9年3月31日までに開発供給実施計画の認定を受けた事業者

※開発供給実施計画の認定を受けてから1年以内に登記を受けるものに限りです。

※登記申請の際には、別途証明書が必要となります。

特例の内容

認定を受けた開発供給実施計画に従って会社の設立や出資の受入れ等を行った場合、登録免許税の軽減措置を適用することができます。

スマート農業技術活用促進法に係る登録免許税の軽減措置に関する税率 (租税特別措置法第80条の3第1号～第6号)

事項の区分	本則税率 (①)	特例税率 (②)	軽減割合 (①-②)
株式会社の設立又は資本金の額の増加 (第1号)	0.7%	0.35%	0.35%
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 (第2号)			
イ 資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分	0.15%	0.1%	0.05%
ロ イに掲げる部分以外の部分 (純増部分)	0.7%	0.35%	0.35%
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 (第3号)	0.7%	0.5%	0.2%
法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得 (第4号)	2.0%※	1.6%	0.4%
合併による不動産の所有権の取得 (第5号)	0.4%	0.2%	0.2%
分割による不動産の所有権の取得 (第6号)	2.0%	0.4%	1.6%

※租税特別措置法第72条により、土地の売買による所有権の移転の登記の税率は、1.5%に軽減 (令和8年3月まで)。

特例の効果（例）

CASE1

スマート農業技術等を開発する株式会社を設立

野菜の自動収穫ロボットの開発を行う株式会社Aを設立する。（資本金：5,000万円）

$$\text{資本金}5,000\text{万円} \times \text{軽減率}0.35\% = 17.5\text{万円}$$

租税特別措置法第80条の3第1号の規定による軽減額：**17.5万円**

CASE2

更なるスマート農業技術等の実用化のため 資金調達等を実施

茶のロボット摘採機の開発を行う株式会社Bが、開発機械の量産化のため、資金調達（5億円）を行う。

$$\text{増資額}5\text{億円} \times \text{軽減率}0.35\% = 175\text{万円}$$

租税特別措置法第80条の3第2号の規定による軽減額：**175万円**

CASE3

新たなスマート農業技術等の開発に 必要な知見を有する企業との合併

農薬メーカーである株式会社C（資本金1億円）が、高機能農薬散布ロボットメーカーである株式会社Dを吸収合併し、散布ロボットに合わせた農薬の開発を行うの新会社（資本金1.5億円）を設立。

$$\text{資本金増加額}5,000\text{万円} \times \text{軽減率}0.05\% = 2.5\text{万円}$$

租税特別措置法第80条の3第2号の規定による軽減額：**2.5万円**

$$\text{取得不動産}5\text{億円} \times 0.2\% = 100\text{万円}$$

租税特別措置法第80条の3第5号の規定による軽減：**100万円**

CASE4

開発したスマート農業機械による サービス事業展開のため会社を分割

株式会社Eが自律走行型農薬散布ロボットを開発。開発したロボットによる農薬散布作業の受託を行う新会社Fを、会社の分割により設立。（資本金5,000万円）

$$\text{分割した新会社の資本金}5,000\text{万円} \times \text{軽減率}0.2\% = 10\text{万円}$$

租税特別措置法第80条の3第3号の規定による軽減額：**10万円**

詳細については、QRコードのリンク先の農林水産省HPをご覧ください。

◆担当：農林水産技術会議事務局研究推進課 TEL:03-3502-7438

